

改正 平成28年3月16日 原規総発第1603161号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成28年3月16日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は平成28年3月16日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 案						現 行					
別表第4 (放射線障害防止法令) (1) 放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律 (昭和32年法律第167号)						別表第4 (放射線障害防止法令) (2) 放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律 (昭和32年法律第167号)					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
		(略)						(略)			
39	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第43条の2第1項の規定による立入検査 (あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。) に関すること。	主管部等の長		要	39	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第43条の2第1項の規定による立入検査 (あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。) に関すること。	主管部等の長		要
40	放射線対策・保障措置課	<u>放射線障害防止法第43条の3第1項の規定による立入検査 (あらかじめ委員会</u> がその業務のための内部規範を決定した	<u>主管部</u> 等の長		<u>要</u>						

		ものに限る。)に関する こと。								
41	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第45条の2の規定による官報の公示に関すること。	主管課等の長		否	40	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第45条の2の規定による官報の公示に関すること。	主管課等の長	否
42	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第46条の規定による関係行政機関の長との協議（重要なものを除く。）に関すること。	長官		要	41	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第46条の規定による関係行政機関の長との協議（重要なものを除く。）に関すること。	長官	要
43	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第47条第1項の規定による関係行政機関の長への連絡に関すること。	主管課等の長		否	42	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第47条第1項の規定による関係行政機関の長への連絡に関すること。	主管課等の長	否
44	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第47条第2項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に関すること。	主管課等の長		否	43	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第47条第2項の規定による国家公安委員会等に対する連絡に関すること。	主管課等の長	否
45	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第48条の2第2項及び第3項の規定による環境大臣に対する連絡に関すること。	主管課等の長		否	44	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法第48条の2第2項及び第3項の規定による環境大臣に対する連絡に関すること。	主管課等の長	否

46	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下この表において「放射線障害防止法施行規則」という。）第14条の16の規定による施設検査合格証の交付に関する事	主管課等の長		否	
47	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第14条の19の規定による定期検査合格証の交付に関する事	主管課等の長		否	
48	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第14条の21の規定による定期確認証の交付に関する事	主管課等の長		否	
49	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条第1項第1号ロの規定による容器に封入することが著しく困難な	主管部等の長		否	
45	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下この表において「放射線障害防止法施行規則」という。）第14条の16の規定による施設検査合格証の交付に関する事	主管課等の長		否	
46	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第14条の19の規定による定期検査合格証の交付に関する事	主管課等の長		否	
47	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第14条の21の規定による定期確認証の交付に関する事	主管課等の長		否	
48	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条第1項第1号ロの規定による容器に封入することが著しく困難な	主管部等の長		否	

		ものの運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること						ものの運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること			
<u>50</u>	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条第2項の規定による特別措置による運搬に係る障害防止のための措置の承認に関すること。	主管部等の長		否			放射線対策・保障措置課	主管部等の長		否
<u>51</u>	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の5第7号及び第8号並びに第18条の6第5号の規定による安全上支障がない旨の承認に関すること。	主管部等の長		否			放射線対策・保障措置課	主管部等の長		否
<u>52</u>	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の16の規定による運搬確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否			放射線対策・保障措置課	主管課等の長		否
<u>53</u>	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の17第4項の規定による提出書類の省略に関すること。	主管部等の長		要			放射線対策・保障措置課	主管部等の長		要

54	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の18の規定による容器承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否	53	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の18の規定による容器承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否
55	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の19第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関すること。	主管課等の長		否	54	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の19第1項の規定による承認容器として使用する期間の更新に関すること。	主管課等の長		否
56	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の19第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否	55	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の19第3項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
57	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の20第1項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否	56	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第18条の20第1項の規定による容器承認書の書換えに関すること。	主管課等の長		否
58	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第19条の3の規定による埋設確認の交付に関すること。	主管課等の長		否	57	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第19条の3の規定による埋設確認の交付に関すること。	主管課等の長		否

59	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第34条の規定による試験を施行する日時、場所等の官報公告に関すること。	主管課等の長		否	58	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第34条の規定による試験を施行する日時、場所等の官報公告に関すること。	主管課等の長		否
60	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の2の規定による合格証の交付及び合格者の官報公告に関すること。	主管課等の長		否	59	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の2の規定による合格証の交付及び合格者の官報公告に関すること。	主管課等の長		否
61	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の3第1項の規定による放射線取扱主任者試験合格証の再交付に関すること。	主管課等の長		否	60	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の3第1項の規定による放射線取扱主任者試験合格証の再交付に関すること。	主管課等の長		否
62	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の6第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関すること。	主管課等の長		否	61	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の6第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関すること。	主管課等の長		否
63	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の7第1項の規定による	主管課等の長		否	62	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第35条の7第1項の規定による	主管課等の長		否

		放射線取扱主任者講習修了証の再交付に関すること。						放射線取扱主任者講習修了証の再交付に関すること。			
64	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第36条の2の規定による免状の交付に関すること。	主管課等の長					放射線対策・保障措置課	主管課等の長		否
65	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第37条の規定による免状の訂正に関すること。	主管課等の長					放射線対策・保障措置課	主管課等の長		否
66	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第38条第1項及び第2項の規定による免状の再交付に関すること。	主管課等の長					放射線対策・保障措置課	主管課等の長		否
67	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第38条の2の規定による研修修了証の交付に関すること。	主管課等の長					放射線対策・保障措置課	主管課等の長		否
68	放射線対策・保障措置課	放射線障害防止法施行規則第40条の規定による収去証の交付に関すること。	主管課等の長					放射線対策・保障措置課	主管課等の長		否
69	放射線対策・保障措置課	登録認証機関等に関する規則（平成17	主管課等の長					登録認証機関等に関する規則（平成17	主管課等の長		否

	措置課	年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。)第15条、第29条、第43条、第57条、第71条、第85条、第98条、第110条及び第121条の規程による官報公示に関すること。									
<u>70</u>	放射線対策・保障措置課	登録認証機関規則第46条第1項第1号の規定による委員会が認める外国法令に関すること。	主管部等の長			否					
<u>71</u>	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令(平成21年文部科学省令第14号)第16条の規定による官報告示に関すること。	主管課等の長			否					
<u>72</u>	放射線対	平成2年科学技術庁	主管課			否					
	措置課	年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。)第15条、第29条、第43条、第57条、第71条、第85条、第98条、第110条及び第121条の規程による官報公示に関すること。									
<u>69</u>	放射線対策・保障措置課	登録認証機関規則第46条第1項第1号の規定による委員会が認める外国法令に関すること。	主管部等の長			否					
<u>70</u>	放射線対策・保障措置課	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令(平成21年文部科学省令第14号)第16条の規定による官報告示に関すること。	主管課等の長			否					
<u>71</u>	放射線対	平成2年科学技術庁	主管課			否					

	策・保障措置課	告示第7号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の3等の規定に基づく放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第25条第2項の規定による放射性輸送物設計承認書の交付に関すること。	等の長				策・保障措置課	告示第7号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の3等の規定に基づく放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。）第25条第2項の規定による放射性輸送物設計承認書の交付に関すること。	等の長		
<u>73</u>	放射線対策・保障措置課	外運搬技術基準告示第25条第3項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効期間の更新に関すること。	主管課等の長		否		<u>72</u>	放射線対策・保障措置課	外運搬技術基準告示第25条第3項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効期間の更新に関すること。	主管課等の長	否
<u>74</u>	放射線対策・保障措置課	外運搬技術基準告示第25条第5項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効	主管課等の長		否		<u>73</u>	放射線対策・保障措置課	外運搬技術基準告示第25条第5項の規定による放射性輸送物設計承認書の有効	主管課等の長	否

		期間の書換えに関する こと。						期間の書換えに関する こと。			
75	放射線対 策・保障 措置課	外運搬技術基準告示 第25条第6項の規 定による放射性輸送 物設計承認書の書換 えに関すること。	主管課 等の長		否	74	放射線対 策・保障 措置課	外運搬技術基準告示 第25条第6項の規 定による放射性輸送 物設計承認書の書換 えに関すること。	主管課 等の長		否